

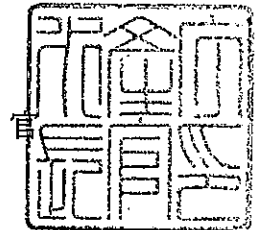
生食発0509第4号
27水漁第1783号
平成28年5月9日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿



厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長



「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品については、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知：最終改正 平成26年10月3日付け食安発1003第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、26水漁第858号水産庁長官通知）に基づき取り扱っています。

今般、ベトナム向けに活水産動物を輸出する場合の手續について、別添のとおり改正を行いましたので、通知に基づき御対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。